



問題

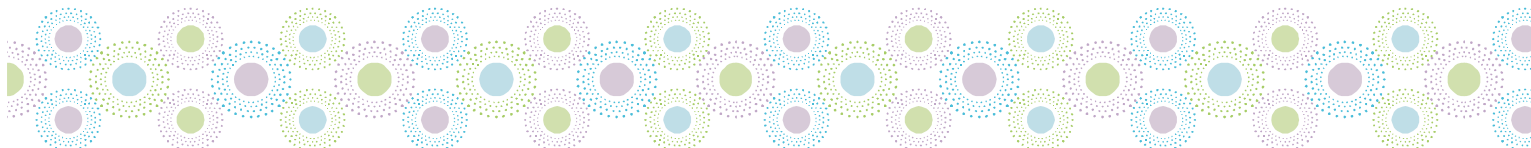
～特定健診・特定保健指導 編～

正しいと思う番号に○をつけてください♪

Q 1	特定健診・特定保健指導はどのような目的で始まった制度でしょうか？ ① がんの早期発見 ② 生活習慣病の予防 ③ 目的はない
------------	--

正しいものに○、間違っているものに×をつけましょう♪

Q 2	特定健診・特定保健指導は40歳以上の人を対象である。	○ ×
Q 3	特定健診・特定保健指導の実施者は事業主である。	○ ×
Q 4	特定健診は、労働安全衛生法によって実施が義務付けられている。	○ ×
Q 5	特定健診の内容は、問診と腹囲の測定である。	○ ×
Q 6	特定健診の受診回数は年に1回である。	○ ×
Q 7	特定健診は医療機関に行けばいつでも受診することができる。	○ ×





問 題

～特定健診・特定保健指導 編～

正しいものに○、間違っているものに×をつけましょう♪

Q 8	特定健診や特定保健指導を受けないと、保険料が上がる可能性がある。	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>
Q 9	特定保健指導の該当者は、どんなことがあっても指導を受けなくてはいけない。	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>
Q10	特定保健指導には、動機づけ支援、積極的支援がある。	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>
Q11	特定健診において、情報提供はすべての人に対して行われる。	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>
Q12	動機づけ支援は、腹囲またはBMIが基準をオーバーし、かつ健診項目のいずれか1つでも所見のある人が対象になる。	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>
Q13	動機づけ支援の対象者には、保健指導が原則1回行われる。	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>
Q14	積極的支援の対象者には、3ヶ月以上の継続的な支援があり、6ヶ月後に評価が行われる。	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>
Q15	メタボリックシンドローム該当者でも、治療中(服薬中)の人は特定保健指導の対象外である。	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>



特定健診・特定保健指導はどのような目的で始まった制度でしょうか？

Q 1

【こたえ ② 生活習慣病の予防】

【解説】特定健診・特定保健指導は、生活習慣病予防と医療費の抑制を目指し、平成20年4月より始まりました。メタボリックシンドロームに着目し、内臓脂肪型肥満に焦点を当てた健診であるため、メタボ健診と呼ばれています。

Q 2

【こたえ ×】

特定健診・特定保健指導は40歳以上の人が対象である。

【解説】特定健診・特定保健指導の対象年齢は「40歳以上75歳以下の年齢に達する者」とされています。（平成21年4月1日改正）

Q 3

【こたえ ×】

特定健診・特定保健指導の実施者は事業主である。

【解説】特定健診・特定保健指導は「高齢者の医療の確保に関する法律」により、医療保険者に実施を義務づけています。

Q 4

【こたえ ×】

特定健診は、労働安全衛生法によって実施が義務付けられている。

【解説】特定健診・特定保健指導は「高齢者の医療の確保に関する法律」により、実施されています。

Q 5

【こたえ ×】

特定健診の内容は、問診と腹囲の測定である。

【解説】基本的に、腹囲測定を含む身体計測、診察等や脂質、代謝系、肝機能、尿・腎機能検査があります。また、医師が必要とした人のみ、貧血や心電図・眼底などの検査を行います。

Q 6

【こたえ ○】

特定健診の受診回数は年に1回である。

【解説】特定健診は、年に1回、医療保険者から送られてくる健診の案内(受診券など)に従い受診します。

Q 7

【こたえ ×】

特定健診は医療機関に行けばいつでも受診することができる。

【解説】特定健診は、年に1回、医療保険者から送られてくる健診の案内(受診券など)に従い、指定の健診機関や健診日を確認し、案内(受診券など)と保険証を持って受診します。



特定健診や特定保健指導を受けないと、保険料が上がる可能性がある。

Q 8 【こたえ ○】

【解説】特定健診の受診率や特定保健指導の実施率が低い医療保険者には、ペナルティとして後期高齢者医療制度への支援金が増額されます。そのため、加入者の保険料が増額される可能性があります。

特定保健指導の該当者は、どんなことがあっても指導を受けなくてはならない。

Q 9 【こたえ ×】

【解説】強制されるものではないので辞退することができます。

特定保健指導には、動機づけ支援、積極的支援がある。

Q10 【こたえ ○】

【解説】健診結果から、メタボリックシンドロームの診断基準をもとに、生活習慣病の改善の必要性が高い人から積極的支援と、動機づけ支援に振り分けられます。

特定健診において、情報提供はすべての人に対して行われる。

Q11 【こたえ ○】

【解説】特定健診を受けたすべての人に情報提供は行われます。

動機づけ支援は、腹囲またはBMIが基準をオーバーし、かつ健診項目のいずれか1つでも所見のある人が対象になる。

Q12 【こたえ ×】

【解説】メタボリックシンドロームのリスクとなる血圧、血糖、血中脂質の中からリスクをカウントします。腹囲または腹囲とBMIがオーバーしている人はリスクの中からいずれか1項目以上、BMIのみオーバーしている人はいずれか2項目以上該当の方が動機づけ支援の対象となります。

動機づけ支援の対象者には、保健指導が原則1回行われる。

Q13 【こたえ ○】

【解説】動機づけ支援は、原則1回、個別またはグループで面接(保健指導)を受けます。

積極的支援の対象者には、3ヶ月以上の継続的な支援があり、6ヶ月後に評価が行われる。

Q14 【こたえ ○】

【解説】積極的支援は、個別またはグループで初回面接を受け、その後3ヶ月以上の継続的な支援があり、6ヶ月後に評価されます。

メタボリックシンドローム該当者でも、治療中(服薬中)の人は特定保健指導の対象外である。

Q15 【こたえ ○】

【解説】治療中の人については、継続的に医療機関を受診しており、栄養、運動等を含めた必要な保健指導について、医療機関において継続的な医学的管理の一環として行われることが適当です。そのため医療保険者による特定保健指導の対象としない、とされています。